

摂津市まちづくり市民会議会則

(設置)

第1条 本会は、摂津市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、平成32年度を目標年次とする第4次摂津市総合計画を策定するにあたって、摂津市のまちづくりの目標について検討し、その意見を市長に提言することを目的とする。

(活動内容)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- 摂津市のまちづくりへの意見・提案
- 総合計画基本計画案の検討・提案
- その他、総合計画策定に関すること

(組織)

第4条 市民会議は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 市内在住・在勤・在学の者
- 平成21年4月1日現在、満18歳以上の者

2 委員の数は、20人程度とする。

(役員を選任)

第5条 市民会議に、代表1人及び副代表1人を置く。

2 代表及び副代表は、全体会議において選任する。

(役員の仕事)

第6条 代表は、市民会議を代表し、その会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在となったとき、その職務を代行する。

(委員及び役員の任期)

第7条 委員及び役員の任期は、市長に提言する日までとする。

(全体会議)

第8条 市民会議に全体会議を置く。

2 全体会議は、委員をもって組織する。

3 全体会議は、代表が招集し、その議長となる。

4 全体会議は、第3条に掲げた活動内容の意思決定機関として、取りまとめを行う

ほか、市民会議の運営上必要な事項を決定する。

(部会)

第9条 第3条に掲げた活動を効率的に行うため、市民会議に部会を置く。

- 2 部会は、当該分野に属する事項について調査審議のうえ、全体会議に提案する。
- 3 委員は、いずれか一つの部会に属することとする。
- 4 部会には、リーダー、サブリーダーを置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 リーダーは当該部会の会務を総括する。
- 6 サブリーダーは、リーダーを補佐する。

(事務局)

第10条 市民会議の事務局は、市長公室政策推進課に置く。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、全体会において別に定める。

附 則

この会則は、平成21年1月15日から施行する。